

京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（平成26年京都府条例第20号）の趣旨を踏まえ、障害者の安定的な雇用の確保及び就労の機会の拡大を図るため、障害者を雇用するために必要となる施設、設備等を整備する事業主等に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) 障害者法定雇用義務履行等事業主 法第43条第1項の規定に従って障害者を常時雇用する事業主（同項の事業主について同項の規定により算定される同項に規定する法定雇用障害者数が零であるときは、常時雇用身体障害者等数（法第37条第2項に規定する対象障害者で事業主がその有する事業所において常時雇用するものの合計数をいう。以下同じ。）が1人以上である事業主）であって、その障害者の雇用の全部又は一部を府内の事業所において行っているものをいう。
- (3) 親事業主 法第44条第1項に規定する親事業主で、府内に主たる事務所を有するものをいう。
- (4) 特例子会社 親事業主が法第44条第1項又は第45条第1項の認定を受けた場合における当該認定に係る子会社（法第44条第1項に規定する子会社をいう。以下同じ。）で、府内に主たる事務所を有するものをいう。
- (5) 特定事業主 法第45条の3第1項に規定する特定事業主で、府内に主たる事務所を有するものをいう。
- (6) 特定組合等 法第45条の3第1項に規定する特定組合等（その組合員たる特定事業主が2以上あるものに限る。）で、府内に主たる事務所を有するものをいう。
- (7) 事業協同組合等 法第45条の3第2項に規定する事業協同組合等（その組合員たる特定事業主が2以上あるものに限る。）で、府内に主たる事務所を有するものをいう。
- (8) 障害者多数雇用事業所 府内の事業所であって、常時雇用身体障害者等数（当該事業所以外の事業所における数を除く。）が5人以上であるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労継続支援が行われる事業所を除く。）をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助額及び補助限度額は、別表に定めるところとする。

(事業計画の承認)

第4条 補助対象事業のうち、別表の3の項から5の項までに掲げるもの(以下「設立等推進事業」という。)について補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ当該事業の実施計画(以下「事業計画」という。)を策定し、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認に係る申請は、別に定める様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める。

(事業計画の変更)

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「承認計画策定者」という。)は、当該承認を受けた事業計画(以下「承認計画」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、別に定める様式による変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(事業計画の中止又は廃止)

第6条 承認計画策定者は、承認計画を中止し、又は廃止しようとするときは、別に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認計画の遂行状況報告)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、承認計画策定者に対し、承認計画(第5条の規定による変更の承認を受けたときは、当該承認に係る変更後の承認計画。以下同じ。)の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(事業計画の承認の取消し)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認計画に係る第4条第1項の規定による承認を取り消すことができる。

- (1) 承認計画策定者が偽り或其他不正な手段により第4条第1項の規定による承認を受けたとき。
- (2) 承認計画策定者が当該承認計画に係る事業を当該承認計画に従って行わず、又は適正かつ確実に行うことができなくなったと知事が認めるとき。
- (3) 承認計画策定者が法令又はこの要綱に違反したとき。

(交付の申請)

第9条 規則第5条第1項に規定する申請書は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める。

- (1) 別表の1の項及び2の項に掲げる補助対象事業(以下「整備・定着支援事業」という。) 別に定める様式
- (2) 設立等推進事業 別に定める様式

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費

税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助事業の変更）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）（整備・定着支援事業について交付の決定を受けた者に限る。次条、第12条及び第13条第3項において同じ。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遂行状況報告）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

（実績報告）

第13条 整備・定着支援事業に係る規則第13条に規定する実績報告書は、別に定める様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める。

2 設立等推進事業について知事が補助金の交付の決定をしたときは、当該補助金の交付に係る申請書に添付された事業実施報告書の提出により規則第13条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年（整備・定着支援事業については、2年）以内に次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 別表の1の項に掲げる障害者雇用施設整備事業に係る補助事業者については、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 当該事業により整備された施設、設備等についてその常時雇用する障害者による利用がされなく

なったとき。

(イ) 障害者法定雇用義務履行等事業主でなくなったとき又は障害者法定雇用義務履行等事業主となる見込みがなくなったとき。

イ 別表の2の項に掲げる障害者定着支援事業に係る補助事業者については、障害者法定雇用義務履行等事業主でなくなったとき又は障害者法定雇用義務履行等事業主となる見込みがなくなったとき。

ウ 別表の3の項に掲げる特例子会社設立等推進事業に係る補助事業者については、法第44条第1項又は第45条第1項の規定による認定の基準に適合しなくなったとき。

エ 別表の4の項に掲げる特定組合等認定推進事業に係る補助事業者については、法第45条の3第1項の規定による認定の基準に適合しなくなったとき。

オ 別表の5の項に掲げる障害者多数雇用事業所設置法人設立等推進事業に係る補助事業者については、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 障害者多数雇用事業所として設置した事業所が障害者多数雇用事業所でなくなったとき。

(イ) その常時雇用労働者数が法第43条第7項に規定する厚生労働省令で定める数に満たなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(平29告示449・旧第10条繰下)

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該補助事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、別に定める様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ別記第11号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

(障害者の雇用状況等の報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間(整備・定着支援事業については、2年間)、毎年4月15日までに補助事業の対象となった事業所における障害者の雇用状況等について、別記第12号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をしたときは、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(成果の報告)

第19条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を報告させることができる。

2 補助事業者は、知事が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年9月16日から施行する。

(経過措置)

2 第3条各号に掲げる者は、平成27年3月31日までの間に限り、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に着手した事業(施行日において完了していないものに限る。)を事業計画に定めて、同条の規定による承認を受けることができる。

3 次の各号に掲げる者は、第7条第1項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、平成26年10月31日までに規則第5条第1項に規定する申請書を知事に提出して、同項の規定による補助金の交付を申請することができる。この場合において、別表中「事業(承認計画に係る事業に限る。)」とあるのは、「事業」とする。

(1) 平成26年4月1日以後に特例子会社設立等推進事業を開始した事業主で、施行日前に親事業主に該当することとなったもの

(2) 平成26年4月1日以後に特定組合等認定推進事業を開始した事業協同組合等で、施行日前に特定組合等に該当することとなったもの

附 則 (平成27年告示第551号)

この告示は、平成27年10月23日から施行し、この告示による改正後の京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成29年告示第449号）

1 この告示は、平成29年8月18日から施行し、この告示による改正後の京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

2 この告示による改正前の京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年告示第173号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第180号）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

別表（第3条関係）

補助対象事業の区分	補助対象事業の内容	補助対象者	補助対象経費	補助額	補助限度額
1 障害者雇用施設整備事業	補助対象者が府内に有する事業所の施設、設備等の整備（障害者を常時雇用するために必要となるものに限る。）	次のいずれかに該当する者 (1) 補助事業に係る事業所の施設、設備等についてその常時雇用する障害者による利用が開始される時点（(2)において「基準時」という。）において障害者法定雇用義務履行等事業主である者 (2) 基準時において障害者法定雇用義務履行等事業主でない者（府内に主たる事務所を有する者に限る。）であって、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすもの ア 基準時前の直近の6月1日並びに同日の1年前及び2年前の	補助対象事業に要する経費で次に掲げる経費（これらの経費に付随する経費（事務費を除く。）を含む。）に該当するもの (1) 購入費 (2) 工事費 (3) 改修費 (4) その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の額（補助対象経費に充てられる国庫補助金その他の収入があるときは、その額を補助対象経費の額から控除した額）に100分の15（常時雇用労働者数が1,000人未満である補助対象者にあ	1,000千円

		<p>日における障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「法施行規則」という。）第8条の規定による報告に係る常時雇用身体障害者等数がいずれも零である場合 基準時以後の相当の期間内において障害者法定雇用義務履行等事業主となることが見込まれること</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 基準時以後の最初の3月31日までに障害者法定雇用義務履行等事業主となることが見込まれること</p>		<p>っては、10分の3）を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）以内の額</p>	
2 障害者定着支援事業	<p>補助対象者が府内に有する事業所において行う障害者の職場への定着を促進するための支援に係る事業（障害者を常時雇用するために必要となるものに限る。）</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 補助事業の完了時（(2)において「基準時」という。）において障害者法定雇用義務履行等事業主である者</p> <p>(2) 基準時において障害者法定雇用義務履行等事業主でない者（府内に主たる事務所を有する者に限る。）であって、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>ア 基準時前の直近の6月1日並びに同日の1年前及び2年前の日における法施行規則第8条の規定による報告に係る常時雇用身体障害者等数がいずれも零である場合 基準時以後の相当の</p>	<p>補助対象事業に要する経費で次に掲げる経費（これらの経費に付随する経費（事務費を除く。）を含む。）に該当するもの</p> <p>(1) 障害者の職場への定着に必要な支援又は指導を行う職員の配置に要する経費</p> <p>(2) 障害者の雇用を管理するための情報</p>	同上	同上

		<p>期間内において障害者法定雇用義務履行等事業主となることが見込まれること</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>基準時以後の最初の3月31日までに障害者法定雇用義務履行等事業主となることが見込まれること</p>	<p>システムの導入に要する経費</p> <p>(3) その他知事が必要と認める経費</p>		
3 特例 子会社 設立等 推進事業	<p>補助対象者を親事業主とする特例子会社となるべき子会社(当該事業主である法人が新たに設立する子会社を含む。)が府内に有し、又は府内に新たに設置する事業所の施設、設備等の整備であつて、法第44条第1項又は第45条第1項の規定による認定を受けるために必要となつたもの</p>	<p>法第44条第1項又は第45条第1項の規定による認定を受けている事業主</p>	<p>補助対象事業に要する経費で次に掲げる経費(これらの経費に付随する経費(事務費を除く。)を含む。)に該当するもの</p> <p>(1) 購入費</p> <p>(2) 工事費</p> <p>(3) 改修費</p> <p>(4) その他知事が必要と認める経費</p>	同上	10,000千円
4 特定 組合等 認定推 進事業	<p>補助対象者が府内に有し、又は府内に新たに設置する事業所の施設、設備等の整備であつて、法第45条の3第1項の規定による認定を受けるた</p>	<p>法第45条の3第1項の規定による認定を受けている事業協同組合等又はその組合員たる特定事業主</p>	同上	同上	同上

	めに必要となった もの				
5 障害 者多数 雇用事 業所設 置法人 設立等 推進事 業	補助対象者が府内 に有し、又は府内 に新たに設置する 事業所の施設、設 備等の整備（当該 事業所を障害者多 数雇用事業所とす るために必要とな るものに限る。）	補助事業に係る事業所が障害者多数 雇用事業所に該当することとなった 時以後において、当該事業所を設置す る者の有する事業所における常時雇 用する労働者の合計数が法第43条第 7項に規定する厚生労働省令で定め る数以上であるもの（府内に主たる事 務所を有する法人に限る。）	同上	同上	同上

京都府知事 様

補助申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

年度京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金事業計画承認申請書

京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり事業計画の承認を申請します。

記

1 実施予定事業（該当するものを○で囲むこと。）

- (1) 特例子会社設立等推進事業
- (2) 特定組合等認定推進事業
- (3) 障害者多数雇用事業所設置法人設立等推進事業

2 補助金交付申請予定額 円

3 補助申請者に係る常時雇用労働者数 人

4 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 事業収支予算書（別紙2）
- (3) その他参考となる資料

特例子会社等の名称	
所在（予定）地	
資本金	
設立（予定）年月日	
設立の目的	
主な事業内容	
役員・人事体制	

事業計画書

組織概要	
施設概要	
特例子会社等に係る常時雇用労働者の状況	<p>常時雇用労働者 名（予定）</p> <p>うち障害者 身体障害者 名（予定）</p> <p>（うち重度身体障害者 名（予定））</p> <p>知的障害者 名（予定）</p> <p>（うち重度知的障害者 名（予定））</p> <p>精神障害者 名（予定）</p>
補助対象事業に係る本補助金以外の補助金等の活用予定	<p>有：補助金等の名称（ ）</p> <p>・</p> <p>無</p>
その他特記事項	

実施スケジュール

作業項目等	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

(注) 作業項目等の欄には、本事業を実施する上での作業項目（例：事務所設立準備、設立準備室賃貸借契約、採用募集、研修、事務所設立登記日、開所式、事業開始予定日、厚生労働大臣の認定予定日等）を記入し、その日程を○で示すか、月の経過に沿って矢印で示すこと。

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額
府 補 助 金	
自 己 資 金	
国 の 助 成 金 (a)	
そ の 他 収 入 (b)	
合 計	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額
合 計 (c)	

3 補助金交付申請額

円

補助対象経費 $\{(c) - (a) - (b)\} \times 15 / 100$ (1,000 円未満切り捨て)

※補助申請者に係る常時雇用労働者数が 1,000 人未満の場合は、補助率 3 / 10

京都府知事 様

補助申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

年度京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付けで承認を受けた上記計画について下記のとおり変更したいので、京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱に基づき、申請します。

記

- 1 実施事業（該当するものを○で囲むこと。）
 - (1) 特例子会社設立等推進事業
 - (2) 特定組合等認定推進事業
 - (3) 障害者多数雇用事業所設置法人設立等推進事業

2 変更の理由

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

4 添付書類

変更について参考となる資料

年 月 日

京都府知事 様

補助申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

年度京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金事業計画中止（廃止）承認申請書

年 月 日付で承認を受けた上記計画について下記のとおり中止（廃止）したいので、京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱に基づき、申請します。

記

- 1 実施事業（該当するものを○で囲むこと。）
 - (1) 特例子会社設立等推進事業
 - (2) 特定組合等認定推進事業
 - (3) 障害者多数雇用事業所設置法人設立等推進事業
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）の時期
- 4 添付書類
中止（廃止）について参考となる資料

京都府知事 様

補助申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

年度京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付申請書

京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 実施事業(該当するものを○で囲むこと。)

- (1) 障害者雇用施設整備事業
- (2) 障害者定着支援事業

2 補助金交付申請額 円

3 補助申請者に係る常時雇用労働者数 人

4 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 事業収支予算書(別紙2)
- (3) その他参考となる資料

事業計画書

事業者等の名称	
主たる事務所の所在地	
主な事業内容	
直前の6月1日における法定雇用障害者数(a)	人
直前の6月1日における実雇用障害者数(b)	人
(b)の値が(a)より少ない場合、(a)の雇用達成計画 ※具体的に記載すること。	
対象事業所名	
対象事業所の所在地	
対象事業所の主な事業内容	
対象事業所に係る常時雇用労働者の状況	常時雇用労働者数 人 うち障害者 身体障害者 人 (うち重度身体障害者 人) 知的障害者 人 (うち重度知的障害者 人) 精神障害者 人
実施する事業の種類(該当するものを○で囲むこと。)	障害者雇用施設整備事業 ・ 障害者定着支援事業
対象となる雇用者の障害特性、人数、業務内容、採用(予定)時期等	
課題となっている具体的な内容	

実施内容	
障害者雇用施設整備事業の場合は利用開始予定日、障害者定着支援事業の場合は事業完了予定日	年 月 日
事業によって見込まれる効果	
補助対象事業に係る本補助金以外の補助金等の活用予定	有：補助金等の名称（ ） ・ 無
その他特記事項	

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額
府 補 助 金	
自 己 資 金	
国 の 助 成 金 (a)	
そ の 他 収 入 (b)	
合 計	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額
合 計 (c)	

3 補助金交付申請額

円

補助対象経費 $\{(c) - (a) - (b)\} \times 15 / 100$ (1,000円未満切り捨て)

※補助申請者に係る常時雇用労働者数が1,000人未満の場合は、補助率3/10

京都府知事 様

補助申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

年度京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付申請書

京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 実施事業（該当するものを○で囲むこと。）

- (1) 特例子会社設立等推進事業
- (2) 特定組合等認定推進事業
- (3) 障害者多数雇用事業所設置法人設立等推進事業

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業収支決算書（別紙1）
- (2) 事業実施報告書（別紙2）
- (3) 特例子会社等の定款の写し
- (4) 特例子会社等について厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書面の写し
- (5) 補助事業の実施状況を示す写真
- (6) 経費の支払を確認することができる資料
- (7) その他知事が必要と認める資料

事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額
府 補 助 金	
自 己 資 金	
国 の 助 成 金 (a)	
そ の 他 収 入 (b)	
合 計	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額
合 計 (c)	

3 補助金交付申請額

円

補助対象経費 $\{(c) - (a) - (b)\} \times 15 / 100$ (1,000円未満切り捨て)

※補助申請者に係る常時雇用労働者数が1,000人未満の場合は、補助率3/10

事業実施報告書

1 事業所の概要

名 称			
所 在 地			
事業の種類			
設立年月日	年 月 日	操業開始年月日	年 月 日
特例子会社設立等推進事業又は特定組合等認定推進事業にあつては、法第44条第1項、第45条第1項又は第45条の3第1項の規定による認定を受けた日			年 月 日
特例子会社等に係る常時雇用労働者の状況	常時雇用労働者数	人	
	うち障害者	身体障害者	人
		(うち重度身体障害者	人)
		知的障害者	人
		(うち重度知的障害者	人)
		精神障害者	人

2 事業実施内容

年 月 日

京都府知事 様

補助申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

年度京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業を下記のとおり変更したい
ので、京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱に基づき、申請します。

記

- 1 実施事業（該当するものを○で囲むこと。）
 - (1) 障害者雇用施設整備事業
 - (2) 障害者定着支援事業

2 変更の理由

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

4 添付書類

変更について参考となる資料

年 月 日

京都府知事 様

補助申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

年度京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業を下記のとおり中止（廃止）
したいので、京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱に基づき、申請します。

記

- 1 実施事業（該当するものを○で囲むこと。）
 - (1) 障害者雇用施設整備事業
 - (2) 障害者定着支援事業
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）の時期
- 4 添付書類
中止（廃止）について参考となる資料

京都府知事 様

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

年度京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令 号で交付決定のあった上記補助事業を 年 月 日付けで完了しましたので、京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施事業（該当するものを○で囲むこと。）
 - (1) 障害者雇用施設整備事業
 - (2) 障害者定着支援事業
- 2 事業収支決算書（別紙1）
- 3 事業実施報告書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 補助事業の実施状況を示す写真
 - (2) 経費の支払を確認することができる資料
 - (3) 対象となる障害者の障害者であることを証する書面の写し
 - (4) その他知事が必要と認める資料

別紙1

事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 額
府 補 助 金			
自 己 資 金			
国 の 助 成 金			
そ の 他 収 入			
合 計			

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 額
合 計			

1 事業の内容

事業者等の名称	
主たる事務所の所在地	
対象事業所名	
対象事業所の所在地	
障害者雇用施設整備事業の場合は施設等の利用開始日、障害者定着支援事業の場合は事業完了日 (以下、基準時)	年 月 日
基準時における法定雇用障害者数 (a)	人
基準時における実雇用障害者数 (b)	人
(b)の値が(a)より少ない場合、次のいずれかの要件を満たしているか (○で囲むこと。) ※京都府内に主たる事務所を有する場合に限る ※関連資料を添付すること	基準時前の直近の6月1日、同日の1年前及び2年前の日における常時雇用身体障害者等数がいずれも零であり、相当期間内に障害者雇用率を達成する計画を作成 ・ 基準日以降に障害者雇用率を達成
補助要件を満たすこととなった日	年 月 日

<p>対象事業所に係る常時雇用労働者の状況</p>	<p>常用雇用労働者 人 うち障害者 身体障害者 人 (うち重度身体障害者 人) 知的障害者 人 (うち重度知的障害者 人) 精神障害者 人</p>
<p>実施した事業の種類(該当するものを○で囲むこと。)</p>	<p>障害者雇用施設整備事業 ・ 障害者定着支援事業</p>
<p>対象となる雇用者の障害特性、人数、業務内容、採用時期 等</p>	
<p>実施内容</p>	
<p>事業によって生じた効果</p>	

2 事業費精算書

施設又は設備等の名称	経費区分	支出額	補助金額
		円	円
合 計			

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

年度京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業に関する 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱に基づき、報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額（3－2）	円

注 別紙として積算の内訳を添付してください。

第10号様式（第17条関係）

取得財産管理台帳

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考
			円	円			

注 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には、区分して記載してください。

第 11 号様式（第 17 条関係）

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

年度京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金に係る取得財産
処分承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業に関し、下記の財産を処分したいので、京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱に基づき、承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処 分 の 方 法
- 4 処 分 の 理 由

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

年度京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金雇用状況等報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業に関し、 年度の雇用状況等について、京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業所における雇用状況

	直近期末 (年 月 期)	1年後 (年 月 期)	2年後 (年 月 期)	3年後 (年 月 期)	4年後 (年 月 期)	5年後 (年 月 期)
従業員数						
うち障害者の 人数						
うち重度 身体障害 者及び重 度知的障 害者の人 数						

2 添付書類

当該事業所において継続して事業を実施していることが分かる資料

備考 2の添付書類は、知事が別に定める方法により作成してください。

別記第1号様式（第4条関係）

（平29告示449・追加、令3告示180・一部改正）

第2号様式（第5条関係）

（平29告示449・追加、令3告示180・一部改正）

第3号様式（第6条関係）

（平29告示449・追加、令3告示180・一部改正）

第4号様式（第9条関係）

（平29告示449・追加、令3告示180・一部改正）

第5号様式（第9条関係）

（平29告示449・追加、令3告示180・一部改正）

第6号様式（第10条関係）

（平29告示449・追加、令3告示180・一部改正）

第7号様式（第11条関係）

（平29告示449・追加、令3告示180・一部改正）

第8号様式（第13条関係）

（平29告示449・追加、令3告示180・一部改正）

第9号様式（第16条関係）

（平29告示449・追加、令3告示180・一部改正）

第10号様式（第17条関係）

（平29告示449・追加）

第11号様式（第17条関係）

（平29告示449・追加、令3告示180・一部改正）

第12号様式（第18条関係）

（平29告示449・追加、令3告示180・一部改正）